豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定にかかる簡易な申請手続きについて

事業者が豊中市介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「豊中市総合事業」という。)を実施するためには、 事業所の指定を受ける必要があります。ただし、既存事業所等の申請手続きを簡素化するため、下記の要件に該 当する場合については、簡易な申請手続きにより指定申請を行えます。

1. 豊中市総合事業 「簡易な申請」の対象事業者

- A. すでに豊中市で訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護の指定を受けた事業所で、従前相当サービス 及びサービスA(基準緩和サービス)を行う事業者
- B. 豊中市で訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護の新規指定申請をする事業所で、合わせて従前相当サービス及びサービスA(基準緩和サービス)を行う事業者
- ※豊中市以外に所在地がある事業所で、従前相当サービスの新規指定申請をする際に合わせて基準緩和サービスの新規指定申請を行う場合は、基準緩和サービスについては「簡易な申請」の対象となります。

2. 豊中市総合事業 「簡易な申請」の受付スケジュール

介護保険居宅サービス及び介護予防サービスの指定と同様のスケジュールで受付し、毎月 1 日の指定となります。(スケジュールの詳細は下記のとおりご確認ください。)

当市ホームページ ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」 ⇒ 「介護保険」 ⇒ 「介護保険(事業者向け)」⇒「書式ダウンロードサービス」⇒「総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式」⇒「共通様式」 ⇒ 新規指定スケジュール

3. 豊中市総合事業「簡易な申請」の提出書類

| I. 訪問介護相当サービス(従前相当サービス)

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 1)
- ③運営規程
- ④豊中市第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書(様式-総合体制)
- ⑤豊中市第1号事業支給費算定に係る届出書(様式第7号-1)
- ⑥豊中市第1号事業支給費算定に係る誓約書(様式-加算誓約(総合事業))
- ⑦誓約書
- ⑧情報の取扱いに関する同意書
- 【注】サービス提供責任者を訪問介護及び訪問型サービスAと分ける場合は、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証の写しも提出してください。

II. 訪問型サービスA(基準緩和サービス)

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 2)
- ③運営規程
- ④豊中市第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書(様式 一総合体制)
- ⑤豊中市第1号事業支給費算定に係る届出書(様式第7号-2)
- ⑥豊中市第1号事業支給費算定に係る誓約書(様式-加算誓約(総合事業))
- ⑦災害時訪問計画加算届出書 ※算定する場合のみ

- ⑧誓約書
- ⑨情報の取扱いに関する同意書
- 【注】訪問事業責任者を訪問介護及び訪問介護相当サービスと分ける場合は、勤務形態一覧表、組織体制図、資格証(もしくは従事者研修修了証)の写しも提出してください。

Ⅲ. 通所介護相当サービス(従前相当サービス)

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 3)
- ③豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表3別紙(2単位目以降))
- 4)運営規程
- ⑤豊中市第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書(様式-総合体制)
- ⑥豊中市第1号事業支給費算定に係る届出書(様式第7号-3)
- ⑦豊中市第1号事業支給費算定に係る誓約書(様式-加算誓約(総合事業))
- ⑧サービス提供体制強化加算に関する届出書(通所介護相当サービス) ※算定する場合のみ
- ⑨誓約書
- ⑩情報の取扱いに関する同意書

IV. 通所型サービスA(基準緩和サービス)

- ①豊中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- ②豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 4)
- ③豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表4別紙(2単位目以降))※
- ④従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑤組織体制図
- 6運営規程
- ⑦豊中市第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書(様式-総合体制)
- ⑧豊中市第1号事業支給費算定に係る届出書(様式第7号-4)
- ⑨豊中市第1号事業支給費算定に係る誓約書(様式-加算誓約(総合事業))
- ⑩自立支援促進体制加算届出書 ※算定する場合のみ
- ⑪誓約書
- 12情報の取扱いに関する同意書
- 【注】 通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービスのいずれかと同時に実施する場合は、当該サービスの従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表も併せて提出してください。
 - ※③豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定に係る記載事項(付表 4 別紙(2 単位目以降))は、 2 単位以上実施する場合のみ提出してください。
- ※ 申請様式は、市ホームページからダウンロードしていただけます。

【ダウンロード方法】

当市ホームページ⇒ 「介護保険・高齢者福祉」 ⇒ 「介護保険」 ⇒ 「介護保険 (事業者向け)」 ⇒ 「書式ダウンロードサービス」⇒ 「総合事業(介護予防・生活支援サービス)関連の書式」⇒ 各対象サービス内の様式集